

石川県公報

令和3年3月25日(木曜日)

号 外

(第14号)

目 次

規 則		
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則等の一部を改正する規則 (長寿社会課)	1	
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正 する規則 (障害保健福祉課)	11	
		○食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 14

規 則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第八号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則
(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十一号)
の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)
を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん
延の防止のための訓練」を加える。

第九条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同
条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第九条の次に次の一条を加える。

(虐待の発生又はその再発の防止のための措置)

第十条 条例第三十三条の二の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う
ことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十二号)
の一部を次のように改正する。

第三条第十一項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第五条第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)
を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん
延の防止のための訓練」を加える。

第六条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同

条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第六条の次に次の一条を加える。

(虐待の発生又はその再発の防止のための措置)

第七条 条例第二十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条第一号中「委員会」の下に「テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条を第四条とする。

第六条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の発生又はその再発の防止のための措置)

第六条 条例第三十一条の二の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第七条第三項第一号イ(1)中「おおむね十人以下としなければならない」を「十五人以下の範囲において、原則としておおむね十人以下とする」に改め、同号イ中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同号イ(6)中「第三条第三項第一号イ」を「第二条第三項第一号イ」に改め、同号イ中(6)を(5)とし、同号ロ(4)中「第三条第三項第一号イ」を「第二条第三項第一号イ」に改め、同号ハ(2)中「第三条第三項第四号ロ」を「第二条第三項第四号ロ」に改め、同号ニ中「第三条第三項第五号ロ」を「第二条第三項第五号ロ」に改め、同項第二号中「第三条第三項第三号」を「第二条第三項第三号」に改め、同項第三号ロ中「第三条第三項第六号イ」を「第二条第三項第六号イ」に改め、同項第五号ロ中「第三条第三項第十号イ」を「第二条第三項第十号イ」に改める。

第九条を次のように改める。

(準用)

第九条 第四条から第六条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、

第四条中「第二十六条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、第五条中「第三十一条第一項」とあるのは「第四十二条において準用する条例第三十一条第一項」と、第六条中「第三十一条の二」とあるのは「第四十二条において準用する条例第三十一条の二」と読み替えるものとする。

第十条第三項第一号中「第三条第三項第一号」を「第二条第三項第一号」に改め、同項第二号中「第三条第三項第二号」を「第二条第三項第二号」に改め、同項第三号中「第三条第三項第三号」を「第二条第三項第三号」に改め、同項第四号中「第三条第三項第四号」を「第二条第三項第四号」に改め、同項第五号中「第三条第三項第五号」を「第二条第三項第五号」に改め、同項第六号中「第三条第三項第六号」を「第二条第三項第六号」に改め、同項第七号中「第三条第三項第七号」を「第二条第三項第七号」に改め、同項第八号中「第三条第三項第八号」を「第

二条第三項第八号」に改め、同項第九号中「第三条第三項第九号」を「第二条第三項第九号」に改め、同項第十号中「第三条第三項第十号」を「第二条第三項第十号」に改める。

第十一条第一項第一号中「第四条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に改め、同項第四号ロ中「第四条第一項第四号イ」を「第三条第一項第四号イ」に改め、同項第五号中「第四条第一項第五号」を「第三条第一項第五号」に改め、同項第六号中「第四条第一項第六号」を「第三条第一項第六号」に改め、同条第八項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第十二条を次のように改める。

(準用)

第十二条 第四条から第六条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第四条中「第二十六条第二項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十六条第二項」と、第五条中「第三十一条第一項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第三十一条第一項」と、第六条中「第三十一条の二」とあるのは「第四十八条において準用する条例第三十一条の二」と読み替えるものとする。

第十三条第三項第二号中「第三条第三項第三号」を「第二条第三項第三号」に改める。

第十四条を次のように改める。

(準用)

第十四条 第四条から第六条まで及び第八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第四条中「第二十六条第二項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、第五条中「第三十一条第一項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第三十一条第一項」と、第六条中「第三十一条の二」とあるのは「第五十二条において準用する条例第三十一条の二」と、第八条中「第四十条第二項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第四十条第二項」と読み替えるものとする。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中「から第六条」を「から第六条の二」に改め、「条例第二十九条第三項」との下に、「第六条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十二条の三において準用する条例第三十三条第三項」と」を加え、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第六条の二 条例第三十三条第三項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第九条中「から第六条」を「から第六条の二」に改め、「条例第二十九条第三項」との下に、「第六条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十七条において準用する条例第三十三条第三項」と」を加える。

第十三条中「及び第五条」を「第五条及び第六条の二」に改め、「条例第二十七条」との下に、「第六条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第三十三条第三項」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と」を加える。

第十五条中「第五条」の下に「第六条の二」を、「条例第二十七条」との下に、「第六条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する条例第三十三条第三項」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と」を加える。

第十八条中「及び第五条」を「第五条及び第六条の二」に改め、「条例第二十七条」との下に、「第六条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第七十九条において準用する条例第三十三条第三項」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と」を加える。

第十九条第五号中「リハビリテーション会議」の下に「(条例第八十六条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は条例第四百四十一条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案

に位置付けた指定居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を加える。

第二十條中「及び第五條」を、「第五條及び第六條の二」に改め、「條例第二十七條」との下に「第六條の二中「第三十三條第三項」とあるのは「第八十九條において準用する條例第三十三條第三項」と、同條第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第二十二條第二号中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同号中二をトとし、ハの次に次のように加える。

ニ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあつた場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

ホ ニの情報提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

ヘ ホの場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第二十二條に次の一号を加える。

三 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導

イ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。

ロ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

ハ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

ニ それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第二十三條中「及び第五條」を、「第五條及び第六條の二」に改め、「條例第二十七條」との下に「第六條の二中「第三十三條第三項」とあるのは「第九十八條において準用する條例第三十三條第三項」と、同條第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第二十七條の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第二十七條の二 條例第百十一條第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第二十八條の二中「及び第二十七條」を、「第二十七條及び第二十七條の二」に改め、「同條第二号」の下に「並びに第二十七條の二第一号及び第三号」を、「共生型通所介護従業者」との下に「第二十七條の二中「第百十一條第二項」とあるのは「第百十五條において準用する條例第百十一條第二項」と」を加える。

第三十五條中「及び第二十七條」を、「第二十七條及び第二十七條の二」に改め、「條例第百六條第一項」との下に「第二十七條の二中「第百十一條第二項」とあるのは「第百三十五條において準用する條例第百十一條第二項」と」を加える。

第三十八條の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第三十八條の二 條例第百四十四條第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第四十条第五項中「並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない」を「のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第四十六条中「第五条の」を「第五条及び第二十七条の二の」に改め、「条例第二十七条」との下に、「第二十七条の二中「第百十一条第二項」とあるのは「第百六十八条において準用する条例第百十一条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と」を加える。

第四十七条第三項第一号イ②中「おおむね十人以下としなければならない」を「十五人以下の範囲において、原則としておおむね十人以下とする」に改め、同号イ③中「この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものであるについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じては差し支えない。」を削る。

第五十二条の二中「第五条及び」を「第五条、第二十七条の二及び」に改め、「条例第二十七条」との下に、「第二十七条の二中「第百十一条第二項」とあるのは「第百八十一条の三において準用する条例第百十一条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と」を加える。

第五十六条中「第五条の」の下に「第二十七条の二及び」を、「条例第二十七条」との下に、「第二十七条の二中「第百十一条第二項」とあるのは「第百八十八条において準用する条例第百十一条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と」を加える。

第六十二条中「第五条の」を「第五条及び第三十八条の二の」に改め、「条例第二十七条」との下に、「第三十八条の二中「第百四十四条第二項」とあるのは「第二百四条において準用する条例第百四十四条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と」を加える。

第七十条中「第五条の」を「第五条及び第二十七条の二の」に改め、「条例第二十七条」との下に、「第二十七条の二中「第百十一条第二項」とあるのは「第二百三十七条において準用する条例第百十一条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と」を加える。

第七十二条中「第五条及び」を「第五条、第二十七条の二及び」に改め、「条例第二十七条」との下に、「第二十七条の二中「第百十一条第二項」とあるのは「第二百四十八条において準用する条例第百十一条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第七十七条の二 条例第二百六十条第六項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第八十条中「から第七十七条」を「から第七十七条の二」に改め、「条例第二百五十五条」との下に、「第七

十七条の二中「第二百六十条第六項」とあるのは「第二百六十五条において準用する条例第二百六十条第六項」とを加える。

第八十五条中「及び第五条」を「第五条及び第六条の二」に改め、「条例第二十七条」との下に「第六条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第二百七十六条において準用する条例第三十三条第三項」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第十二条の三 条例第五十五条の三第三項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第十六条中「第十二条、第十二条の二」の下に「第十二条の三」を、「条例第五十二条の三」との下に「第十二条の三中「第五十五条の三第三項」とあるのは「第六十三条において準用する条例第五十五条の三第三項」と」を加える。

第十八条中「及び第十二条の二」を「第十二条の二及び第十二条の三」に改め、「条例第五十二条の三」との下に「第十二条の三中「第五十五条の三第三項」とあるのは「第七十五条において準用する条例第五十五条の三第三項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と」を加える。

第二十条中「及び第十二条の二」を「第十二条の二及び第十二条の三」に改め、「条例第五十二条の三」との下に「第十二条の三中「第五十五条の三第三項」とあるのは「第八十五条において準用する条例第五十五条の三第三項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第二十一条第一項第一号中「法第八条の二」を「介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八条の二」に改め、「構成される会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第二十三条中「及び第十二条の二」を「第十二条の二及び第十二条の三」に改め、「条例第五十二条の三」との下に「第十二条の三中「第五十五条の三第三項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第五十五条の三第三項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第二十四条第二号中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同号中二をトとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

ホ ニの情報提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

- ヘ ホの場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第二十四条に次の一号を加える。

- 三 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導

- イ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機

能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。

ロ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

ハ 常に利用者の病状心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

ニ それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第三十五条の三 条例第百二十二条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第三十九条第五項中「並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない」を「のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であつても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第四十四条の二 条例第百四十条の二第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第四十七条第三項第一号イ②中「おおむね十人以下としなければならない」を「十五人以下の範囲において、原則としておおむね十人以下とする」に改め、同号イ③中「この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。」を削る。

第五十三条中「第四十五条及び」を「第四十四条の二、第四十五条及び」に改め、「この場合において」の下に「第四十四条の二中「第百四十条の二第二項」とあるのは「第百六十条において準用する条例第百四十条の二第二項」と」を加える。

第五十三条の二の次に次の一条を加える。

(準用)

第五十三条の三 第四十四条の二の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十四条の二中「第百四十条の二第二項」とあるのは「第百六十五条の三において準用する条例第百四十条の二第二項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介

「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五十六条中「第四十四条まで」を「第四十四条の二まで」に改め、「条例第四百四十条」との下に、「第四十四条の二中「第四百四十条の二第二項」とあるのは「第七十二条において準用する条例第四百四十条の二第二項」とを加える。

第六十一条中「第十二条の二の」を「第十二条の二及び第三十五条の三の」に改め、「条例第五十二条の三」との下に、「第三十五条の三中「第二百二十二条第二項」とあるのは「第八十二条において準用する条例第二百二十二条第二項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を加える。

第七十一条中「第十二条の二の」を「第十二条の二及び第四十四条の二の」に改め、「条例第五十二条の三」との下に、「第四十四条の二中「第四百四十条の二第二項」とあるのは「第二百十八条において準用する条例第四百四十条の二第二項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第七十五条中「第十二条の二の」を「第十二条の二、第四十四条の二の」に改め、「条例第五十二条の三」との下に、「第四十四条の二中「第四百四十条の二第二項」とあるのは「第二百三十五条において準用する条例第四百四十条の二第二項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第七十八条の二 条例第二百四十六条第六項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第八十二条中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条から第七十八条の二まで」に改め、「条例第二百四十二条第三項」との下に、「第七十八条の二中「第二百四十六条第六項」とあるのは「第二百五十四条において準用する条例第二百四十六条第六項」と」を加える。

第八十七条中「及び第十二条の二の」を「第十二条の二及び第十二条の三の」に改め、「条例第五十二条の三」との下に、「第十二条の三中「第五十五条の三第三項」とあるのは「第二百六十三条において準用する条例第五十五条の三第三項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第六条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。

第二条第八項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)」に改める。

第九条第一号中「委員会」の下に「テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第十条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条に次の一号を加える。

- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十条の次に次の一条を加える。

(虐待の発生又はその再発の防止のための措置)

第十条の二 条例第四十条の二の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十一条第一項第一号イ(1)中「おおむね十人以下としなければならない」を「十五人以下の範囲において、原則としておおむね十人以下とする」に改め、同号イ中(3)を削り、(4)を(3)とする。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第七条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、」を削り、同条第六項及び第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第十一条第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第十二条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条に次の一号を加える。

- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第八条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同号中ホをへとし、この次に次のように加える。

ホ 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第二条第一項第三号イ中「薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第二条第三項中「第一項第一号ホ及び同項第三号へ」を「第一項第一号へ及び同項第三号ト」に改める。

第十一条第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第十二条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条に次の一号を加える。

- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十三条第一項第一号イ(2)中「おおむね十人以下としなければならない」を「十五人以下の範囲において、原則としておおむね十人以下とする」に改め、同号イ中(4)を削り、(5)を(4)とする。

第十四条第一項第一号イ(2)中「おおむね十人以下としなければならない」を「十五人以下の範囲において、原則としておおむね十人以下とする」に改め、同号イ中(4)を削り、(5)を(4)とする。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第九条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成三十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユ

ニット型介護医療院の介護職員を除き、」を削る。

第十一条第一項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第三項中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第十二条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(ユニットの定員に係る経過措置)

2 この規則の施行の日以降、当分の間、第三条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新特別養護老人ホーム基準条例施行規則」という。)第七条第三項第一号イ(1)及び第十三条第三項第一号の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第三条第一項第四号イ及び第八条(新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第十四条において準用する場合を含む。)の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

3 前項の規定は、第四条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定居宅サービス基準等条例施行規則」という。)第四十七条第三項第一号イ(2)、第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定介護予防サービス基準等条例施行規則」という。)第四十七条第三項第一号イ(2)、第六条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則」という。)第十一条第一項第一号イ(1)並びに第八条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例施行規則」という。)第十三条第一項イ(2)及び第十四条第一項イ(2)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新指定居宅サービス基準等条例施行規則第四十七条第三項第一号イ(2)	入居定員	利用定員
	新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第三条第一項第四号イ	新指定居宅サービス基準等条例施行規則第四十条第一項第三号
新指定介護予防サービス基準等条例施行規則第四十七条第三項第一号イ(2)	入居定員	利用定員
	第八条(新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第十四条において準用する場合を含む。)	第五十一条
新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第十一条第一項第一号イ(1)	入居定員	入所定員
	第八条(新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第十四条において準用する場合を含む。)	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第二条第一項第三号イ
新指定介護療養型医療施設基準条例施行規則第十三条第一項イ(2)及び第十四条第一項イ(2)	入居定員	入院患者の定員
	第八条(新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第十四条において準用する場合を含む。)	第十三条
新指定介護療養型医療施設基準条例施行規則第十三条第一項イ(2)及び第十四条第一項イ(2)	入居定員	入院患者の定員
	新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第三条第一項第四号イ	新指定介護療養型医療施設基準条例施行規則第二条第一項ロ及びハ並びに第三項ロ及びハ並びに附則第四条第二号

一 項 イ (2)	第八条 (新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第十四条において準用する場合を含む。) 第十六条
-----------	--

4 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であつて、第三条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第七条第三項第一号イ(3)及び第十三条第三項第一号、第四条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第四十七条第三項第一号イ(3)（後段に係る部分に限る。）、第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第四十七条第三項第一号イ(3)（後段に係る部分に限る。）、第六条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十一条第一項第一号イ(3)並びに第八条の規定による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十三条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

5 この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、第一条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準条例施行規則」という。）第九条第四号（新軽費老人ホーム基準条例施行規則附則第十九項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準条例施行規則」という。）第六条第四号、新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第五条第四号（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第九条、第十二条及び第十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第十条第四号（新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第十四条において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準条例施行規則」という。）第十二条第四号（新介護老人保健施設基準条例施行規則第十六条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例施行規則第十二条第四号（新指定介護療養型医療施設基準条例施行規則第十七条において準用する場合を含む。）及び第九条の規定による改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院基準条例施行規則」という。）第十二条第四号（新介護医療院基準条例施行規則第十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「担当者を置くこと」とあるのは、「担当者を置くより努めること」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

6 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例施行規則第八条第三号（新軽費老人ホーム基準条例施行規則附則第十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例施行規則第五条第三号、新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第四条第三号（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第九条、第十二条及び第十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第九条第三号（新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第十四条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例施行規則第十一条第三号（新介護老人保健施設基準条例施行規則第十六条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例施行規則第十一条第三号（新指定介護療養型医療施設基準条例施行規則第十七条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例施行規則第十一条第三号（新介護医療院基準条例施行規則第十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第九号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を

改正する規則

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第四十九条第二項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。

第五十条第三項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第五十九条の二の見出し並びに同条第四項及び第五項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第五十九条の四の見出し及び同条第三項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第六十条第一項中「及び第五項」を削り、同条第二項中「及び第六項」を「及び第五項」に改める。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「の機能訓練担当職員」の下に「又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)」を加え、「当該機能訓練担当職員」を「当該機能訓練担当職員等」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第四項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第三条第二項中「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員等」に改め、同条第三項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 看護職員 医療的ケアを行うために必要な数

第三条第三項に次の一号を加える。

五 前号の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第九条第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第三号を削る。

第十五条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員等」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第四項中「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第十七条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項を削る。

第十九条中「第二十八条第八項」を「第二十八条第九項」に改める。

附則第三項中「第三条第一項第二号イ」の下に「及び第三項第一号」を、「合計数以上」の下に「と、同号中「言語聴覚士員数は、指定児童発達支援の単位ごとに四以上とすること。」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)それぞれ二以上」を加える。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号イ(1)中「四・三」を「四」に改め、同号イ(2)中「障害児である乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を「障害児の数を四で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改める。

第三条第一項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児(第八条第一項第二号イ(2)において「乳幼児」という。)」に

改める。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第三条第一項中「第四項第四号及び第五号」を「第四項第四号」に改め、同条第二項中「第四項第三号及び第六号」を「第四項第三号及び第五号」に改める。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第十五条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第二十三条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項並びに」を「第六項並びに」に改める。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第六条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第五条第一項中「第六項第四号及び第五号」を「第六項第四号」に改め、同条第二項中「第六項第三号及び第六号」を「第六項第三号及び第五号」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第七条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「四・三」を「四」に改め、同条第三項中「乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人」を「児童おおむね四人」に改める。

第二十条第一号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に、「すること」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第一号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に指定を受けている指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者(次項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)に対する第二条の規定による改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定通所支援規則」という。)第二条第一項第一号、第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第一項第一号、第二項及び第四項中「又は保育士」とあるのは「保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第五項中「又は保育士の合計数」とあるのは「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。）」とする。

3 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援規則第三条第三項第五号の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に指定通所支援基準条例第五十六条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援規則第九条第一号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間、同号中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

5 旧基準該当児童発達支援事業者については、改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(附則第八項において「旧指定通所支援規則」という。)第九条第三号の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

- 6 この規則の施行の際現に指定を受けている指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援規則第十五条第一項第一号、第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第一項第一号、第二項及び第四項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第五項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 7 この規則の施行の際現に指定通所支援基準条例第七十九条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援規則第十七条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 8 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援規則第十七条第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- 9 この規則の施行の際現に指定を受けている指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十二号）第六条第三項第一号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 10 この規則の施行の際現に存する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十二号。次項において「設備運営基準条例」という。）第六十七条第二項に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、第七条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（次項において「新設備運営規則」という。）第十六条第一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 11 この規則の施行の際現に存する設備運営基準条例第八十二条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営規則第二十条第一号の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同号中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「すること」とする。

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第一条 食品衛生法施行細則（昭和四十八年石川県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（条例第三条の規則で定める場合）

第十一条 条例第三条の規定による規則で定める場合は、飲食店営業のうち、次に掲げる営業を行う場合とする。

- 一 露店営業（露店で営む営業をいう。）
- 二 臨時営業（臨時的に営む営業をいう。）

2 前項各号に掲げる営業にあつては、知事が別に定める基準を適用する。

第十二条を削る。

第十三条の見出しを「（営業許可の申請及び営業の届出）」に改め、同条第一項中「第六十七条第一項及び第二項の営業許可の申請書の様式」を「第六十七条の申請書及び第七十条の二の届出書」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（営業の許可証の交付）

第十三条 知事は、法第五十五条第一項の規定による営業の許可をしたときは、別記様式第七号による許可証を交付する。

第十四条から第十六条までを次のように改める。

（許可営業者の地位の承継の届出）

第十四条 法第五十六条第二項の規定による届出は、別記様式第八号による届出書によつてするものとする。

(変更の届出)

第十五条 省令第七十一条の規定による届出は、別記様式第九号による届出書によりしするものとする。

(廃業の届出)

第十六条 省令第七十一条の二の規定による廃業の届出は、別記様式第十号による届出書によりしするものとする。

第十七条から第二十一条までを削る。

別記様式第五号から別記様式第十号までを次のように改める。

別記様式第5号(第10条関係)

年 月 日

整理番号：
※届出者による記載は不要です。

様

食品衛生管理者選任(変更)届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。
(※営業許可申請書・営業届に添付する場合であつて、内容が重複する項目(届出情報及び施設情報)は記載を省略することができます。)

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
届出者住所	届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな)		
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 年 月 日生		
施設情報	施設の所在地 (ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
令第13条に規定する食品又は添加物の別	①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ②加糖粉乳 ⑤魚肉ハム ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ③調製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑨マーガリン ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) ④食肉製品 ⑦放射線照射食品 ⑩ショートニング		
氏名	(ふりがな) 年 月 日生		
住所			
職名			
職種			
職務内容			
選任(変更)年月日	年 月 日		
備考	添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面	
	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

別記様式第6号(第12条関係)

(表)

年 月 日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

様

営業許可申請書・営業届(新規、継続)

食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日	
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	
自動販売機の型番		業態	
HACCPの取組	<input type="checkbox"/> 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

(裏)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)			
	② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等		
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類		備考
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

別記様式第 7 号 (第13条関係)

許可番号：

営 業 許 可 証

営 業 者 氏 名

年 月 日付けで申請のあった営業については、
食品衛生法第55条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日： 年 月 日

保健所長

記

1. 営業の所在地

2. 営業の種類

3. 営業所の名称
屋号又は商号

4. 有効期間

5. 備考

別記様式第 8 号 (第14条関係)

(表)

年 月 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

様

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継(相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)

※承継する施設が輸出品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
被相続人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書(相続人が二人以上いる場合)		
合併により消滅した法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)		
分割前の法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)		

(裏)

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

別記様式第 9 号 (第15条関係)

(表)

年 月 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

様

営業許可申請書・営業届 (変更)

食品衛生法施行規則 (第71条) の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)

申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	法人番号:	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日	
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	<input type="checkbox"/> HACCPに基づき衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

(裏)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別		<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑭ショートニング
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)		
	② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

別記様式第10号 (第16条関係)

(表)

年 月 日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

様

営業許可申請書・営業届 (廃業)

食品衛生法施行規則 (第71条の2) の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
業種に 対応した 情報	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番		業態
	HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
	指定成分等含有食品を取り扱う施設		
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			<input type="checkbox"/>
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
3			
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

(裏)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑭ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
4	年 月 日			
備考				

(製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則)

第二条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十一年石川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中 「2 製菓衛生師法第8条の規定による免許の取消処分を受けたことの有無(あるときは、処分都道府県名、処分年月日及び処分を受けた理由)」を

「2 製菓衛生師法第8条の規定による免許の取消処分を受けたことの有無(有の場合は、処分都道府県名、処分年月日及び処分を受けた理由)

有・無 』 「戸籍抄本」を「戸籍謄本、戸

3 旧姓・通称名併記の希望の有無(有の場合は、希望する旧姓・通称名)

有・無(旧姓・通称名：) 』

籍抄本又は本籍地記載の住民票の写し」を「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第四号中 「5 免許年月日 年 月 日 登録番号第 号 』を

「5 旧姓・通称名併記の希望の有無(有の場合は、希望する旧姓・通称名)

有・無(旧姓・通称名：) に改める。

6 免許年月日 年 月 日 登録番号第 号 』

(クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則)

第三条 クリーニング業法施行細則(昭和五十九年石川県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中

ふりがな	
氏 名	

 を

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		
旧姓・通称名		
旧姓・通称名併記の希望	有 ・ 無	

 に改める。

別記様式第七号を次のように改める。

別記様式第7号(第8条関係)

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

クリーニング師免許証訂正申請書

次のとおりクリーニング師免許証を訂正して下さるよう申請します。

	変 更 前	変 更 後
本 籍 地		
ふりがな	(氏) (名)	(氏) (名)
氏 名		
旧姓・通称名		
旧姓・通称名 併記の希望	有 ・ 無	
変更年月日		
訂 正 理 由		

(添付書類)

- 1 免許証
- 2 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

備考 この用紙は、日本産業規格A4とすること。

(石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

第四条 石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則(平成十八年石川県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十五条第一号イ及びロを次のように改める。

イ 水産食品の衛生に関する知識

ロ ふぐに関する一般知識

第十五条第一号ハ及びニを削る。

別表第一備考一中「(佐賀県と長崎県との境界と有明海に面する陸岸との交点から福岡県と熊本県との境界と陸岸との交点に至る直線以南の海域に限る。)、橘湾」を「(長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、熊本県染岳から高松山三角点に至る直線、熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線、熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境

に至る直線より南側の海面をいう。)、橋湾(長崎県瀬戸崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県協岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県角貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。)」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

別表第三第六号及び第七号を次のように改める。

六 ふぐ処理施設は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

七 ふぐ処理施設には、従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。

なお、水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

別表第三第九号を次のように改める。

九 ふぐ処理施設には、食品、添加物、器具、容器等及び食用のふぐの処理に使用した器具等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の流水式洗浄設備を設けてあること。

別表第三第十一号中「こと。」の下に「なお、ふぐを凍結する場合にあつては、ふぐを摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍の設備を有すること。」を加え、同表第十三号を次のように改める。

十三 ふぐ処理施設には、食用のふぐの除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えてあること。

別表第三第十七号を次のように改める。

十七 前号の便所は、作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であり、専用の流水式手洗い設備を有すること。

別記様式第一号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に

法定代理人 (申請者が未成年者である場合)	住 所		を
	氏 名 (法人にあつては、 商号又は名称及び 代表者の氏名)		

法定代理人 (申請者が未成年者である場合)	住 所		に改める。
	氏 名 (法人にあつては、 商号又は名称及び 代表者の氏名)		
旧姓・通称名			
旧姓・通称名 併記の希望		有 ・ 無	

別記様式第四号中

免許番号	第	号	を
------	---	---	---

免許番号	第	号
旧姓・通称名		
旧姓・通称名 併記の希望		有 ・ 無

に改める。

(石川県調理師法施行細則の一部改正)

第五条 石川県調理師法施行細則(昭和三十四年石川県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「受験願書」を「受験願書」に改め、様式第二を次のように改める。

様式第2 (第3条関係)

調理業務従事証明書

従事者 (受験者)	氏名		生年月日	年 月 日
--------------	----	--	------	-------

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

1 施設名		4 調理業務の内容 * 飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造、製麺に係る業務を除く。		
2 所在地	〒 都道府県			
3 電話番号	() -			
5 施設区分	(1) 給食施設 提供回数 1日 _____回 提供食数 1日平均 _____食 (施設の種類) ア 寄宿舍 イ 学校 ウ 病院 エ 事業所 オ 社会福祉施設 カ 介護老人保健施設 キ 矯正施設 ク 自衛隊 ケ 給食センター コ その他()	開設・許可年月日 _____年 _____月 _____日 廃業年月日 * 廃業施設のみ _____年 _____月 _____日		
	(2) 飲食店等の営業許可施設 (施設の種類) ア 飲食店営業(喫茶店営業を除く) イ 魚介類販売業 ウ そうざい製造業 エ 複合型そうざい製造業	許可(届出)保健所 (営業許可施設は必須) 許可(届出)番号 (営業許可施設は必須・廃業施設は空欄可)		
6 勤務形態	(1) 正規職員	勤務時間 1日当たり _____時間		
	(2) 正規職員以外(パート・アルバイトなど)	上記勤務時間での勤務日数 1週間当たり _____日		
7 従事期間	年 月 日から 年 月 日まで	合計 _____年 _____ヶ月 (除算期間: _____年 _____ヶ月)		

8 証明日	年 月 日			
9 証明者	施設名			10 実印又は職印
	住所			
	電話番号			
	役職		氏名	

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第六条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の見出しを「(音量制限の対象となる飲食店営業)」に改め、同条中「営業は、」の下に「飲食店営業(」を加え、「に掲げる飲食店営業及び同条第二号に掲げる喫茶店営業のうち、客席を設けて行う営業(以下「飲食店営業等」という)」を「に規定するものうち客席を設けて行う営業をいう。以下同じ)」に改める。

第四十四条の見出し、第四十五条第二号及び別表第三中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

別記様式第二十八号中「喫煙区域標識」を「喫煙区域」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定、第四条中石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則別記様式第一号及び別記様式第四号の改正規定並びに附則第五項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けて営業を行っている者については、同条第三項の有効期間の満了する日までは、第一条の規定による改正前の食品衛生法施行細則(以下「旧規則」という)第十五条から第十八条までの規定は、なおその効力を有する。

3 旧規則第十四条の許可の標識は、この規則の施行の日以後も、なお当分の間使用することができる。

4 この規則の施行の際現に旧規則第二十条第一項及び第三項の規定による届出をして営業を行っている者については、旧規則第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

5 この規則による改正前のそれぞれの規則に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

